

No. 15

制 度 名	海岸漂着物等地域対策推進事業	主管課名	資源循環推進課・企画調整 G		
		問合せ先	029-301-3020		
目的・趣旨	市町村等が実施する海洋ごみ（海岸漂着物等、漂流物及び海底の堆積物）の回収・処理等の事業に対し補助を行う。				
〔対象団体〕 市町村、一部事務組合（広域連合を含む）					
〔対象事業〕 (1) 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理に係る事業及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究事業 (2) 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業					
〔補助要件等〕 市町村等が実施する対象事業に対し、県が補助する事業（間接補助事業）であること。					
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費委託料、使用料及び賃借料等、その他環境大臣が必要と承認した経費）					
〔補助限度額等〕 7/10					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
		7/10	—	3/10	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 8,734 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 高萩市他 4 団体			
〔備考〕					